

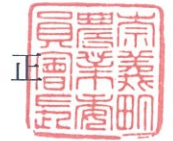


農地の所有権等取得に係る別段面積の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき、奈義町農業委員会が定める別段面積は次のとおりとする。

平成30年8月1日

奈義町農業委員会 会長 柴田



記

1. 別段面積の設定について

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

現在の区域及び下限面積（別段面積）の変更を行わない

設定区域 奈義町内全域

設定面積 10a

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

区域及び下限面積（別段面積）を次のとおり定める

設定区域 奈義町内全域

ただし、以下のいずれかの条件を満たす農地に限る

① 奈義町空き家情報バンク制度に登録されている空き家物件に付随する農地

② 現に住宅が建築されている宅地、又は今後住宅が建築される宅地に付随する農地

設定面積 0.1a

2. 変更理由について

町の重要施策の一つとして進める移住・定住対策において、空き家や空き地を地域資源として捉えた活用対策は、重要な施策の柱である。加えて、近年、移住希望者と協議する中で、自家用の家庭菜園程度の農地を求める声が多々ある状況にある。また、一般農家の経営面積が、農業者の高齢化や担い手不足、収益低下等により年々減少していく中で、農業に関心を抱く移住希望者のIUターンを進めることは、新たな担い手の確保や耕作放棄地の減少にもつながり、本町農業の維持・発展に寄与するものと考え、空き家や空き地の取得又は利用に供する農地法施行規則第17条第2項の適用について定めるものである。